

平成17年度 第1回 長崎県国民保護協議会開催結果

長崎県国民保護協議会条例に基づき、下記のとおり長崎県国民保護協議会を開催しましたので、報告します。

開催日時

平成17年5月23日(月) 午後4時から午後4時50分まで

開催場所

長崎グランドホテル 光陽の間

出席者

長崎県国民保護協議会委員 56名(欠席8名)
長崎県国民保護協議会事務局(県危機管理・消防防災課職員) 7名

次第

- 1 開会
- 2 挨拶(総務部理事)
- 3 議題(議長 総務部理事(会長(知事)代理))
 - (1)協議会の運営について ... 【資料1】
 - ・協議会の位置づけ、所管事務等
 - ・長崎県国民保護協議会委員名簿
 - (2)長崎県国民保護計画について
(概要について) ... 【資料2】
 - ・国民保護法成立までの過程
 - ・国民保護法の概要
 - ・国民保護計画の位置づけ
 - ・国民保護に関する措置の仕組み
 - (基本指針について) ... 【資料3】
 - ・第1章「基本的な方針」
 - ・第2章「武力攻撃事態等の想定」
 - ・第3章「実施体制の確立」
 - ・第4章「国民の保護のための措置に関する事項」
 - ・第5章「緊急対処事態への対処」
 - (都道府県国民保護モデルについて) ... 【資料4】
 - ・国民保護モデル計画の位置づけ
 - ・国民保護モデル計画のポイント
 - (国民保護法制に関する長崎県の取組について) ... 【資料5】
 - ・関係条例の整備
 - ・計画作成のための庁内の組織体制の整備
 - ・指定地方公共機関の指定
 - ・今後の計画作成のスケジュール



4 質疑応答

(1)協議会の今後の開催スケジュールについて
委員「今後の開催は諮問する18年1月頃の1回か。」

事務局「素案協議のため協議会の組織である幹事会を開くことになるが、協議会は指摘通りのスケジュールとなる。」

(2)指定地方公共機関の指定について

委員「JR九州は、資料5の2ページの指定地方公共機関の一覧に入っていないのはなぜか。」

事務局「JR九州は国から指定されている指定公共機関であり、その資格で協議会の委員に就任をお願いしている。」

(3)学童、児童に対する配慮について

委員「高齢者、障害者への配慮は明示されているが、学童にも十分な配慮が行われるのか。」

事務局「自然災害の方で協議がなされているところであるが、国民保護についても同様と位置づけており計画の中にどのように表現していくかも配慮する。」

(4)実質兼務状態にある関係者に対する意見聴取等について

委員「協議会では委員としての立場ではあるが、指定地方公共機関でもあるため関係機関としても関わるなど実質兼務しているので、そうした場合、今後の意見聴取等のやり方を含め位置づけ等の説明をお願いしたい。」

事務局「協議会の幹事会で一堂に会する場合、または指定地方公共機関等の関係機関として一堂に会して聴取する、個々に聴取するなどが考えられるが、協議する内容によって変わってくるものであり、その時々で最適な方法でやっていきたい。」



5 閉会